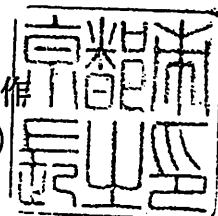


京都市達文 地第2号
平成27年10月5日

特定非営利活動法人田中セツ子京都結婚塾
理事長 田中 セツ子 様

京都市長 門川 大作
(担当 文化市民局地域自治推進室)



特定非営利活動促進法に基づく改善命令について

貴法人の元理事による不適切な経理処理の疑いに関し、平成27年7月13日付けで貴法人から提出された報告文書の内容から、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）に違反している疑いがあると認められたため、平成27年8月10日に、法第41条の規定に基づき、貴法人の事務所への立入検査を実施しました。

立入検査を実施した結果、法第27条に規定する「会計の原則」に違反して、長期間にわたり「適正な会計処理がなされていない」状態や、法第18条に規定する「監事の職務」に違反して、「監事による監査機能の役割が果たせていない」状態が続いていたことなど、法令に違反する事実が認められるため、法第42条の規定に基づき、下記のとおり改善を命じます。

記

1 改善命令の原因となる事実

(1) 法第27条違反

・会議費、備品費、図書費や旅費交通費の支出について、平成27年8月10日に実施した立入検査において貴法人から聴取した内容や確認した会計書類等から、その一部について、実態を伴わない経費の計上など、不適切な経理処理があった。

・このことから、真実、明瞭な内容を記録するはずの法人の会計帳簿において、一部に虚偽の記載があり、また、既に総会で承認され京都市に提出されている平成23年度から平成25年度までの決算書類（活動計算書、貸借対照表及び財産目録）については誤った内容であり、法第27条に抵触している。

※不適切な経理処理については、別紙を参照

(2) 法第18条違反

・監事は、設立当初から、年1回の総会の開催直前に、元理事から説明を受けて京都市へ提出する決算書類を確認して承認するのみであり、また、伝票や領収書、通帳等を確認することもなかったため、長期間にわたる不適切な経理処理が見過ごされていた状況であった。

・このことから、監事による監査において、会計書類や通帳等との照合など、実質的な財産状況の確認を行っておらず、監事の職務として実態を伴わない不適切な状況であり、法第18条に抵触している。

2 改善を求める事項

長期間にわたって適正な会計処理がなされておらず、そうした状況が見過ごされていたことは、法人の組織運営や経理事務の執行体制等にも原因があったものと認められます。経理事務については、実質的に元理事が単独で行っていた状況にあり、相互牽制する体制になっておらず、意思決定や経理に関する明確な規定がない中、特定の理事に経理事務を任せきりにして、こうした事態を招いた理事長や監事の責任も大きいものと考えます。

そこで、次の事項について、速やかな改善措置を行うよう求めます。

(1) 経理事務の執行体制の整備及び会計書類等の適正な記録・表示（法第27条）

- ・理事や監事の責任を明確にし、意思決定や経理に係る規程の整備、相互牽制ができる執行体制の整備を図ること。
- ・虚偽の記載がある会計書類については、不適切な状況を改善し、真実な内容を明瞭に記録したものとすること。
- ・決算書類（活動計算書、貸借対照表及び財産目録）について、真実な内容を明瞭に表示したものとすること。

(2) 監事による監査体制の強化（法第18条）

- ・監事においては、決算書類について、通帳や会計書類等との照合など、実質的な財産状況の確認を行うなど、法第18条に定める職務を遵守すること。

(3) 改善計画書、改善結果報告書の提出

- ・上記(1)、(2)の改善に係る実施計画を検討・作成し、平成27年10月16日までに「改善計画書」として、文書で提出すること。
- ・改善計画書の内容に基づいた改善結果について、平成27年11月5日までに「改善結果報告書」として、文書で提出すること。

なお、本件の改善命令及び貴法人から提出される改善結果報告書については、所轄庁の指導・監督に係る事務手続の透明化を図るとともに、市民への説明責任を果たすために公表します。

(教示)

この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して60日以内に、京都市長に対して異議申立てをすることができます。

また、この通知を受け取られた日（京都市長に異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する京都市長の決定があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）

<連絡先>

文化市民局地域自治推進室

TEL 075-222-4072

FAX 075-222-3042

不適切と認められる経理処理（合計：35件）

1 会議費（6件）

飲食を伴う会議に関して、①支出伝票に複数回記載がある方に関し、②比較的直近の会議を抽出し、出席の有無を確認した。

その結果、出席した事実のない会議が6件確認された。

年月日	金額	債権者	使用目的
H24. 7. 31	¥1,450	コーヒー・ランチ ポット	打合せ会議 計2名
H25. 4. 25	¥14,800	一番	打合せ会議 計2名
H25. 5. 27	¥2,121	カスカード	打合せ会議 計2名
H25. 8. 15	¥5,336	すかいらーく	打合せ会議 計2名
H25. 8. 26	¥10,752	ホテルオークラ 桃李	打合せ会議 計3名
H26. 2. 14	¥2,969	和幸	打合せ会議 計2名

2 備品費（12件）

ミネラルウォーターやお茶の購入という名目の支出について、「法人が購入先から入手した品名、金額などが記載された明細」に基づき内訳を確認した。

その結果、購入されていたのはビール券等であり、法人が保管・使用した事実のないことが確認された。

年月日	金額	債権者	品名
H23. 12. 8	¥15,750	壺番堂	ミネラルウォーター
H24. 12. 25	¥11,660	壺番堂	お茶
H25. 4. 18	¥15,320	壺番堂	ミネラルウォーター
H25. 5. 28	¥7,660	壺番堂	ミネラルウォーター
H25. 6. 26	¥13,000	壺番堂	ミネラルウォーター
H25. 7. 1	¥7,980	壺番堂	ミネラルウォーター
H25. 7. 14	¥9,960	壺番堂	お茶
H25. 7. 30	¥7,660	壺番堂	ミネラルウォーター
H25. 8. 29	¥7,660	壺番堂	ミネラルウォーター
H25. 10. 6	¥7,660	壺番堂	ミネラルウォーター
H25. 12. 10	¥13,000	壺番堂	ミネラルウォーター
H26. 2. 18	¥7,660	壺番堂	ミネラルウォーター

3 会費・新聞図書費（15件）

書籍（結婚雑誌）の購入という名目の支出について、「法人が購入先から入手した品名、金額などが記載された明細」に基づき内訳を確認した。

その結果、購入されていたのは名目とは異なる書籍であり、法人が保有していた事実のないことが確認された。

年月日	金額	債権者	品名
H24. 5. 3	¥4,158	大垣書店	書籍（結婚雑誌）
H24. 7. 3	¥3,990	アバンティブックセンター	
H25. 5. 1	¥3,360	アバンティブックセンター	
H25. 5. 1	¥2,449	アバンティブックセンター	
H25. 5. 17	¥2,859	アバンティブックセンター	
H25. 5. 28	¥3,150	大垣書店	
H25. 6. 1	¥3,108	アバンティブックセンター	
H25. 6. 11	¥840	アバンティブックセンター	
H25. 6. 26	¥2,898	アバンティブックセンター	
H25. 7. 4	¥2,271	アバンティブックセンター	
H25. 10. 6	¥1,638	大垣書店	
H25. 11. 22	¥3,045	大垣書店	
H25. 12. 24	¥3,829	大垣書店	
H26. 3. 15	¥3,444	アバンティブックセンター	
H26. 3. 21	¥2,782	大垣書店	

4 旅費交通費（2件）

理事長が東京に出張したという名目の支出について、「他の団体が理事長の旅費を負担した際の領収書等」を確認した。

その結果、理事長へ旅費を支給されていたことが記載されていた。

また、法人からの旅費の支出については、理事長が受領した事実のないことが確認された。

年月日	金額	品名	使用目的
H24. 2. 7	¥36,660	新幹線 京都～東京 メトロ 日比谷～虎ノ門	東京出張 打合せ
H25. 3. 24	¥36,320	新幹線 京都～東京	東京出張 3/16 東京事務所

特定非営利活動促進法（抄）

（監事の職務）

第 18 条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) 特定非営利活動法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前 2 号の規定による監査の結果、特定非営利活動法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを社員総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、社員総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又は特定非営利活動法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

（会計の原則）

第 27 条 特定非営利活動法人の会計は、この法律に定めるもののほか、次に掲げる原則に従って、行わなければならない。

- (1) （削除）
- (2) 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。
- (3) 計算書類（活動計算書及び貸借対照表をいう。次条第一項において同じ。）及び財産目録は、会計簿に基づいて活動に係る事業の実績及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとすること。
- (4) 採用する会計処理の基準及び手続については、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

（報告及び検査）

第 41 条 所轄庁は、特定非営利活動法人（略）が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、当該特定非営利活動法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該特定非営利活動法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

（改善命令）

第 42 条 所轄庁は、特定非営利活動法人が第 12 条第 1 項第 2 号、第 3 号又は第 4 号に規定する要件を欠くに至ったと認めるときその他法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該特定非営利活動法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

（設立の認証の取消し）

第 43 条 所轄庁は、特定非営利活動法人が、前条の規定による命令に違反した場合であって他の方法により監督の目的を達することができないとき（略）は、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができる。

（罰則）

第 78 条 次の各号のいずれかに該当する者は、50 万円以下の罰金に処する。

- (1) 正当な理由がないのに、第 42 条の規定による命令に違反して当該命令に係る措置を採らなかった者